

## 収支内訳書(農業所得用)の書き方

収入金額	販売金額	①	本年中の販売金額
	家事消費・事業消費金額	②	農作物を家事及び事業(雇人費の現物支給など)のために消費した場合に、収穫した時の生産者販売価格により計算した金額
	雑収入	③	安定基金、購買奨励金、販売歩戻金、農業共済金、価格差補てん金などの金額
	小計	④	(①+②+③)
	農産物の棚卸高(期首)	⑤	
	農産物の棚卸高(期末)	⑥	
	計	⑦	(④-⑤+⑥)
経費	雇人費	⑧	常雇・臨時雇人などの労賃及び賄費
	小作料・賃借料	⑨	農地の賃貸料、農業用建物の賃貸料、賃耕料、農機具の賃貸料、農協などの共同施設利用料
	減価償却費	⑩	建物、農機具、車両などの償却費(使用期間が1年以上かつ取得金額が10万円以上のもの)
	貸倒金	⑪	売掛金などの貸倒損失
	利子割引料	⑫	借入金の利子や手形の割引料など
	租税公課	イ	税込経理方式による消費税・地方消費税、事業税、農業用の固定資産税、農業用の自動車税(取得税・重量税を含む)、不動産取得税などの税金、水利費、共同施設費など ※所得税、町県民税、相続税、国民健康保険税、延滞税等付帯税、罰金は経費となりません
	種苗費	ロ	種もみ、苗類、種いもなどの購入費用
	素畜費	ハ	子牛、子豚、ひななどの取得費及び種付料
	肥料費	ニ	肥料の購入費用
	飼料費	ホ	飼料の購入費用
	農具費	ヘ	使用可能期間が1年未満か取得価格が10万未満の農具の購入費用
	農薬衛生費	ト	農薬の購入費用や共同防除費
	諸材料費	チ	ビニール、むしろ、なわ、釘、針金などの諸材料の購入費用
	修繕費	リ	農機具、農用自動車、建物及び施設などの修理に要した費用
	動力光熱費	ヌ	電気料、水道料、ガス代、灯油やガソリンなどの燃料費
	作業用衣料費	ル	作業衣、地下たび、軍手、長靴などの購入費用
	農業共済掛金	ヲ	水稻、果樹、家畜などに係る共済掛金
	荷造運賃手数料	ワ	出荷の際の包装費用、運賃や出荷(荷受)機関に支払う手数料
	土地改良費	カ	土地改良事業にかかる受益者負担金など
		ヨ	
		タ	
		レ	
		ソ	
	雑費	ツ	農業経営上の費用で他の経費に当てはまらない経費
	農作物以外の棚卸高(期首)	ネ	
	農作物以外の棚卸高(期末)	ナ	
	経費から差し引く果樹牛馬等育成費用	ラ	
小計	⑬	(イ～ネまでの計-ナーラ)※	
経費計	⑭	(⑧～⑫までの計+⑬)	
専従者控除前の所得金額	⑮	(⑦-⑭)	
専従者控除	⑯	15歳以上で本年中に6カ月以上の従事経験を有する者。但し、専従者控除の対象となった者は扶養控除の対象となれませんのでご注意ください。 ⑮÷(専従者数+1)=専従者控除限度額(限度額は配偶者の場合は86万円、その他の専従者の場合は1人あたり50万円となっています)	
所得金額	⑰	(⑮-⑯)	

※農業所得分に関する金額のみを必要経費に記入して下さい。農業所得分と家事分が重なる場合はあん分で金額を出して下さい。